

宗像大宮司家と南朝年号

―「正平二十三年宗像宮年中行事」の成立背景―

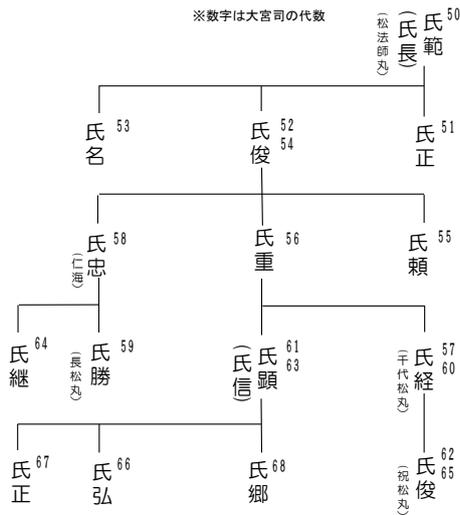
野木 雄大

はじめに

宗像大宮司家は、文治三年（一一八七）八月宗像氏実が源頼朝から「重代人」として安堵されて以来、鎌倉御家人として存立した。鎌倉幕府の滅亡に際して、にわかには建武政権側に付くが^①、九州に落ち延びてきた足利尊氏に味方し^②、その後は一貫して武家方として活動した。そのため、宗像大社に残されている史料はほとんど北朝年号が使用されている。

しかし、応永十六年（一四〇九）に編纂された「宗像社家文書物目録」（『宗像大社文書』第二巻所収）には、「正平」年号をもつ文書が六通挙げられている（【表一】参照）。No.1は足利義詮の下文であるが、正平六年（一二三二）十二月はいわゆる「正平の一統」の時期（正平六年＝観応二年十一月～正平七年＝観応三年閏二月）であるため、南朝年号が使用されたのであろう。No.2～4は「正平十年十一月」の年紀によって五代大宮司の氏正から氏俊へ社務職并別府・宮方検断公文職、赤馬地頭職を譲与する譲状である。しかし、氏正は、同年三月五日段階では、「文和四年」という北朝年号によって、肥前国晴気保地頭職、神崎五町分、杵岐薬師丸を氏俊に譲与している^③。この間、同年八月に、征西將軍懷良親王が菊池の

軍勢とともに、肥前国、筑前国、豊後国、豊前国を経て博多に入り、有力武士が次々と参陣していた。北部九州における宮方優勢の状況のなかで、氏正は南朝年号を使用するようになったと考えられる。No.5は少弐頼尚の書下で、頼尚は一三五三年七月頃から南朝年号である「正平八年」を用い始めて、反幕府の立場を明らかにしていた^④。No.6は宗像郡「朝町村本主」の宇佐胤泰から宇佐氏泰への譲状である。「朝町村本主」は最終的に宗像大宮司家に相伝されるが^⑤、胤泰から氏泰への譲与の時期は、正平十年の征西府博多入りから正平十六年の大宰府入りの間であり、宮方優勢の状況であった。



【図一】 宗像大宮司家略系図

No.	年月日	文書名	内容	「惣目録」項目
1	正平6年(1351) 12月3日	義詮御下文	社務氏正代 肥前国杵嶋北郷 須古荘地頭職文言在之	「別府文書」
2	正平10年(1355) 11月5日	自氏正氏俊讓状	社務職并別府・官方検断公文 職事	「代々社務讓状次第」
3	正平10年(1355) 11月5日	自氏正氏俊讓状	子細同前	「代々社務讓状次第」
4	正平10年(1355) 11月14日	自氏正氏俊讓状	赤馬地頭職事	「代々社務讓状次第」
5	正平12年(1357) 8月13日	大宰少弼頼尚奉書		「海賊追罰守護奉書」
6	正平14年(1359) 4月19日	宇佐胤泰讓状	同朝町本主也 裏書二字佐 氏泰宗像方所進文言在之貞治 二年三月廿三日	「朝町本主文書」

【表一】「宗像社家文書惣目録」における南朝年号史料

以上のように、「宗像社家文書物目録」にみえる南朝年号を持つ文書は、武家方の宗像大宮司家が官方優勢の状況において一時的に使用せざるをえなかった年号であるといえる。

南朝年号を持った現存する史料としては、「正平二十三年宗像宮年中行事」(『宗像大社文書』第三卷所収。以下、「正平」と略す。現存本は近世初頭の写しであると考えられている、後述)がある。「正平」は、「宗像宮」の「本社・従神・末社・小神已下」の目録を記し、その次に「当社一年中五千九百余度仏神事目録事」として宮社ごとに正月から十二月に至る神事の日取りと名称を記しており、正平二十三年(一三六八)当時の宗像社を構成する諸神社とその神事を知る上で不可欠の史料である。既往の研究では、神事の内容や本社・末社の構成についての考察が中心であり、この史料が南朝年号を持つことは知られていたが、それそのものの意義はあまり重視されてこなかった。そこで、本稿では、南朝年号という視点から「正平」成立の背景について検討してゆきたいと思う。

一・「正平二十三年宗像宮年中行事」における「役」

「正平」を検討する上で着目したいのは、一部の神事に付された「役」という表記である。中世の辺津宮は、第一宮(『第一大神宮・惣社』、第二宮(『第二大神宮・中殿』)、第三宮(『第三大神宮・地主』)という主要な三つの宮からなるが、第一宮は神事の数も多く、神事ごとに「役」が記されている。

【史料一】「正平二十三年宗像宮年中行事」

(前略)

一 第一太神宮(イ)仏神事

朔日(正月)

大御神事伝供
御供

祝・御供宮師役

同日 朔幣神事

社務役

同日 最勝王経・仁王会仏事

同役

同日 青馬節会神事

同役

同日 御鍛治屋御占神事

占部禰宜役

同日 大神宮大御神事伝供
御供

社務役

同日 本地講筵仏事

伊王丸役

同日 般若心経供養仏事

社務役

同十三日 弥勒寺煎花庄仏事

惣宮師役

同十四日 同寺中夜仏事

同役

同十五日 踏歌大神事伝供
御供

社務役

同日 望祭御神事

同役

同日 弥勒寺修正仏事

同役

(後略)

これらの「役」について、『宗像大社文書』第三卷一六八頁では、「神事によつては、それを担当する神官の役職名、供物等を負担する地域の名などが併せ記された」としている。「社務役」や「占部禰宜役」など神職名が記された「役」は神事の担当者、「宮永村役」(第一太神宮仏神事)三

月三日「大祭神事」や「西郷・久末役」(同八月十五日「清酒神事」)など地域名が記された「役」は御供の負担者を指すという理解であろう。加瀬直弥氏は、「正平」では御供を神前に伝供(神饌を下座から順次上座に手渡して奉奠すること)する神事が「大神事」とされ、「大神事」のほとんどに「社務役」が設定されていることを指摘し、中央から宗像社へ移入された神事を「大神事」として権威付けるために大宮司(社務)が機能したことを主張する。加瀬氏は「役を負担すること自体は、神事への具体的な参加を意味している訳ではない」と述べており、「役」を神事費用の負担者と解する一方で、「社務役」についての評価からは神事の担当者とも解釈しているようである⁶⁾。従来の評価では、「役」が神事を担当する役職名なのか、供物(御供)の負担者なのか不明瞭であった。

他の第一宮の神事を参照すると、三月三日「大神事伝供
御供」<sup>一方社務役
一方御供宮師役</sup>、五月五日「五社神輿御幸五月会大神事伝供
御供」<sup>一方社務役
一方御供宮師役</sup>、七月七日「七夕蟲振神事御供者三王丸役
酒肴者実相院役」、八月十五日「放生会大神事伝供
御供」<sup>一方社務役
一方御供宮師役</sup>、九月九日「御九日大神事伝供
御供」<sup>一方社務役
一方御供宮師役</sup>とあり、「両御供」の負担者として二方の「役」が設定されている。これらの事例からは、「役」＝御供の負担者であることが明らかである。

「正平」に記された神事を考える上で欠かせないのが、「正平」の成立から七年後の応安八年(一三七五)に原本が成立した「応安神事次第」(以下、「応安」と略す)である。それぞれ内容に異同がある甲本、乙本、丙本、丁本、戊本、癸本の六つの伝本が存在するが、甲本が最も原本に近い写本である(以下、本稿での「応安」の引用は、断りのない限り甲本から

である。また、甲本にはルビが付されているが、本稿での引用に際しては省略する。

「正平」の正月朔日「本地講筵伝事 伊王丸役」は、「応安」では正月八日「御加治屋事」に続けて別筆で「本地講在之、楽読師、酒肴、伊王丸沙汰」とみえる。ここでは、酒肴を用意する「役」として「伊王丸役」が設定されていることに「正平」と「応安」とで共通性がある。ところが、第一宮の神事について、「正平」正月十五日「踏歌大神事伝供 社務役」は、「応安」正月十五日「惣社踏歌事」では「政所御供如レ例」とされ、「正平」三月三日「大神事伝供 一方社務役 一方御供官師役」は、「応安」では「御供者御供官師 政所御供」とされている。そして、「正平」では政所社の正月七日「青馬神事」を「社務役」とするが、「応安」ではその御供を「政所ノ役也」としている。すなわち、「正平」で「社務役」とされた御供のなかには、「応安」において「政所御供（政所役）」に変更されたものがあつたことが指摘しうる。

さらに、「正平」の第一宮神事では、四月十八日「臨時祭大神事伝供」は「祝詞禰宜役」、同日「神祭神事」は「社務役」とされる。また、四月十六日に行われる第二宮臨時祭は「社務役」、四月十八日の第三宮臨時祭は「祝詞役」である。これらの神事について「応安」では次のように記されている。

【史料二】「応安神事次第」甲本（『宗像大社文書』第三卷所収、傍線・傍点は筆者、以下、同じ）

一 十八日（四月）巳、臨時祭事、

先御内皆参、有祓、有笛・拍子、馬上、神馬疋、御幣三張ヲ御崎ニ立ツ、三所宮同。付納

第三宮事、

大御供三前、小神供三十六前、界物三前、御酒二盃、御幣十二帳、御前ノ池ノ上ノ橋ノ上ニテ御神楽、榊舞アリ。

第二宮事、自御供方一庁座ニ有酒肴一。

御供同前、御神楽同。

第一宮事、

自二場庭末一列参、御崎ニ祝詞禰宜参ス。御供、御神楽次第同前。

御庁・僧座ニ有酒肴一。御供役人ノ沙汰也。

一 同晦日、惣社神祭事、

大御供三前、小神供六前、界物三前御酒二盃、御幣十二、合掌テ三共、頭禰宜沙汰

也。有忌子・祝詞大飯一。合掌者饗膳也。飯三升、菜八種符魚清進四、是

ヲ柏ノ器物ニ入下也。

「神祭神事」は、「応安」では四月晦日に行うこととされ、御供は「頭禰宜沙汰」とある。「臨時祭」は、第二宮でも四月十八日に行われており、第一宮・第二宮の御供と神楽は第三宮と同様とする。「臨時祭」の御供の負担者は明記されないが、三つの宮で同様に行われるということは、「正平」とは異なり、御供の負担者も同一であったと推測できる。どのような組織かは不明であるが、「正平」ではみられない御庁・僧座に酒肴を提供する「御供方」＝「御供役人」も登場している。

このように、「正平」における「役」は御供の負担者とするならば、「正平」と「応安」との間には御供の負担について大きな差異があったと考えられる。「応安」は御供の負担者を明記していないことが多いが、大宮司（御内）が明確に御供を負担している神事は正月一日の「今山妙見大菩薩御神事」、五月五日の「中殿御廟院事」、八月十三日・十四日の放生会、九月の「九日御神事」を除いて確認できない。「正平」が伝える御供の負担者としての「社務役」の多さは、大宮司を媒介とする神事の権威付けという意味よりも、大宮司自らが数多くの御供を負担せねばならない状況を物語るものではなからうか。

二・祝詞禰宜・忌子禰宜

前章で四月十八日の第一宮・第三宮臨時祭が「祝詞禰宜役」であったことに触れたが、祝詞禰宜はどのような役割を持っていたのであろうか。「正平」で「祝・御供宮師役」とされる正月朔日の「大御神事」は、「応安」では内陣の扉を開く神事において左の戸を祝詞禰宜が、右の戸を忌子禰宜が開くとし、また、「伝供」の際も祝詞禰宜と忌子禰宜は左右に分かれて大床に立つとする。また、【史料二】「惣社神祭事」でも「有^三忌子・祝詞大飯^二」とあり、祝詞禰宜と忌子禰宜は対となって宗像社の神事で重要な役割を果たしていた。本章では、祝詞禰宜と忌子禰宜について検討してみたい。

(一) 祝詞禰宜

【史料三】「宗像宮年中諸神事御供下行事」奥書（『宗像大社文書』第三巻所収。以下、「御供下行事」と略す）

右、御供之注文者、氏国御館之御時、委御定有て、定置給ふ所也。其後代々の社務之御代^二、猶委細^二被^三定置^一たる註文也。然間、祝詞致^レ広、先祖六三郎大夫これ致より以来、八代相伝之祝詞職也。其後弥藤太致安之時、殊御沙汰有て、三所大菩薩を始て七十五社に至まで、公家・武家・当所諸人の遺物におひて、一向祝詞之計たるべきよし、依^レ仰、大小の御祭の御供の事も御書下も不^レ成、諸方^二下者也。致安より致よしまで四代相伝之註文、余^二為^レ破間、応安八年^{卯乙}三月十日書写置也。

権擬大宮司祝詞禰宜藤原致広、在判

右此註文者、祝詞相伝之本也。自然為^三紛失^一、当祝詞致宣之時、書写畢。

永享九年^丁三月七日 大宮司氏俊御判

大宮司氏郷御判

右注文者、永禄二年^{己未}以来、依^三社乱^一、祝詞広致断絶之間、社務氏貞^公御文書^之箱^二在^レ之。申請、学頭秀賀書写畢。当祝詞守頼相伝之後代之秘本、不^レ可^レ有^二他見^一者也。

永禄十三年^{午庚}八月十日 学頭秀賀 在判

右注文者、祝詞相伝之本也。自然為^三紛失^一、為^三後代^一写置所也。

に祝詞禰宜の権限が拡大していることから推すと、「致安」致康」の時代に祝詞禰宜の職掌が整備されたのではなからうか。「書写置」とあるが、「御供下行事」は応安時点の実態に即して新たに編集されたものであることを踏まえると^⑩、「これ致」からの八代相伝の祝詞職という「御供下行事」の表現は、「致安」致康」以前の由緒を喧伝しようとする祝詞禰宜致広による文飾であろう^⑪。

「御供下行事」の編纂と同時に、祝詞禰宜致広は「応安」の編纂も行っている。甲本奥書には「于時社務氏俊御時、^(祝)□^(禰宜)□^(致広)□^(以下)□^(欽)」とあり、「応安」原本が時の五二代大宮司氏俊の下で編纂されたことが分かる。甲本・乙本とは別系統の写本と考えられている戊本は、甲本から丁本では欠落している奥書が完存し、さらに永享九年(一四三七)の追補部分を備え、伝本六種の中で首尾完全な唯一の伝本である^⑫。次に戊本の応安八年奥書と永享九年奥書とを掲げる。

【史料四】「応安神事次第」戊本奥書(『宗像大社文書』第三卷所収)

右、当社年中行事引付者、度々騒乱之時令^(粉)粉失^(一)坎。随而見知分可^(二)注申^(三)之旨、依^(四)社務仰^(五)、大概所^(六)令^(七)注進^(八)也。此内大神事、白馬、踏歌者、被^(九)引^(一〇)移内裏節会^(一一)、孔大寺ハ九州之沙汰、今者始^(一二)自^(一三)伝教大師御願^(一四)敢無^(一五)退^(一六)伝^(一七)者也。御神楽者、被^(一八)摸^(一九)天岩戸之例^(二〇)、臨時祭者、朱雀院御宇天慶之例、五月会者、被^(二一)移^(二二)今比叡祭礼^(二三)、放生会者、被^(二四)追^(二五)仁明天王御宇承和十年、大神宮^(二六)男山之儀式^(二七)之由、所^(二八)承及^(二九)也。仍注進如^(三〇)件。

^(一三七五)
応安八年^(卯乙)三月十七日

権擬大宮司祝詞禰宜兼殿上職致広、在判

(永享九年追補部分中略)

右、此目錄ハ致広祝詞注進被^(レ)移畢。但第三宮毎月八日御事、同僧供田、又正月七日白馬次第、三所長日御供米、同後田、同三節供、ス、ミテ之酒肴・薪・塩・野菜・和布以下等事者、本目錄^(二八)雖^(レ)無^(レ)之、嚴重之為^(三)御神事・神役^(一)間、書令^(写)畢。

^(一四三七)
永享九年^(丁巳)三月七日

大宮司氏俊(花押影)

大宮司氏郷(花押影)

「応安」諸本の成立について検討した河窪奈津子氏は、「応安」の原本は応安八年に祝詞禰宜致広によって編纂され、写本が甲本、乙本の順で成立、永享九年に祝詞禰宜致宣が追記して新たに編纂したものが戊本原本、甲・乙本を参照して享祿二年(一五二九)に祝詞禰宜護致が書写したものが丙本原本とする^⑬。

ここでは、祝詞禰宜致広は、「正平」の編纂からわずか七年後の応安八年、時の大宮司氏俊の下で三月十日に「御供下行事」を、続けて三月十七日に「応安」を新たに編纂したという事実を強調しておきたい。

(二) 忌子禰宜

【表二】では文永九年に「忌子禰宜」がみえないが、正応六年には「忌

子禰宜宗形千連」の名が現われる。この宗像（宗形）千連は「応安」にもその名が現れる。

【史料五】「応安神事次第」甲本

宮政所、惟当歳、弘安六年十二月晦日、
王城^ニハ名^ラ上、鎮西^ニハ徳^ヲヒロケ、誠^ニヤコトナクマシマス、宮ツ
カサ殿ノ籠^リマシマスヘキ西ノ神殿^ニ、何人ナレハコモリ給^フソイフ
トキ、

忌子曰、

宗像 忌子禰宜千連者、宮司殿ノ御代官^ニコモリテ候トイフ。

十二月晦日、大宮司が籠るべき政所社西神殿に誰が籠っているのかという問いかけに対し、忌子禰宜が「宮司殿ノ御代官」として籠っていると答える秘密の神事である^(註)。また、同甲本所収の弘安八年（一二八五）正月八日「宗像三所大菩薩ノ御占事」にも「忌子禰宜千連」が見えている。一方、「応安」乙本は、【史料五】の「西ノ神殿」における神事として、建保

三年（一二一五）十二月晦日の事例を挙げ、「宗形忌子禰宜千時」の名を記している。すなわち、忌子禰宜は、少なくとも建保年間から存在し、文永九年には欠員であったものの、弘安六年から正応六年の間は宗像（宗形）千連が担っていたことが分かる。特に甲本において千連が先例として挙げられていることは、祝詞禰宜と同様、忌子禰宜も職掌の整備の画期は千連の時代、すなわち十三世紀後半にあったことを窺わせる。この忌子禰宜は

「宮司殿ノ御代官」として秘事を行っているように、宗像社の神事において重要な役割を担っていた。

本稿で注目したいのは、重要な役割を果たしたはずの忌子禰宜が「正平」の「役」の中に全く現れないことである。前章で御供の負担において「正平」と「応安」とには差異があることを指摘したが、忌子禰宜の「役」が「正平」にみえないという事実は、単に御供を負担しなかったという以上の意味があるだろう。「正平」における忌子禰宜の不在と「社務役」の多さは、神事の執行における社内の組織構造の不安定性を表しているのではなからうか。このように考えると、「正平」と「応安」とは中世宗像社の神事内容を補完し合うというよりも、むしろその差異こそが強調されるべきであろう。さすれば、「正平」の成立からわずか七年後の祝詞禰宜による「応安」「御供下行事」編纂は、先代大宮司とその神事の執行方法を否定する意図があったと考えられる。

そして、「正平」が南朝年号を持つことが改めて重要になってくるのである。

三、「正平二十三年宗像宮年中行事」と宗像氏名

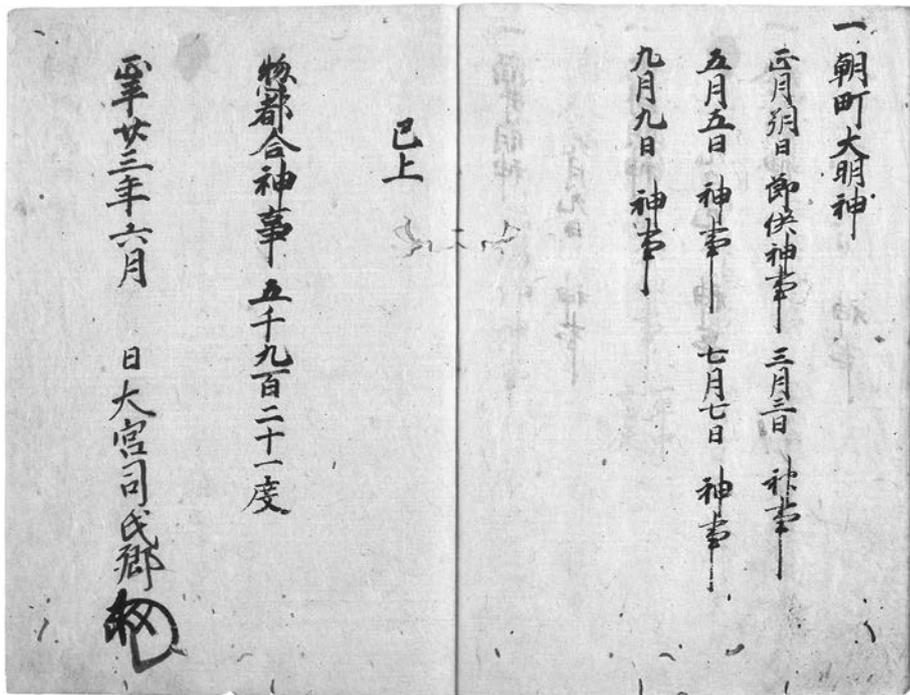
【史料六】「正平二十三年宗像宮年中行事」奥書

已上

惣都合神事 五千九百二十一度

正平^(一三六八)廿三年六月 日大宮司氏郷^(別巻)（花押影）

本文と奥書の「正平廿三年六月日」とは同筆であるが、「大宮司氏郷（花押影）」は明らかに別筆である。長祿二年（一四五八）に大宮司職に就き、文明十年（一二七八）に没した氏郷が書写に関わったはずはないため、名前と花押影は氏郷が本書を伝領したことを示すものとされている¹⁵。ま



【図二】「正平二十三年宗像宮年中行事」奥書（『宗像大社文書』第三巻影印本）

た、「御供下行事」奥書、「応安」戊本永享九年奥書にも大宮司氏俊と氏郷の署判があるが（【史料三】【史料四】参照）、これも六二・六五代大宮司氏俊（氏経子、祝松丸、「応安」原本編纂時の五二代氏俊とは別人）によって追補が命じられ、それを伝領して相伝の証判を加えたのが氏郷であるという¹⁶。

『宗像大社文書』の解題（七一六～七一七頁）では、正平二十三年という年紀について、「宗像社がこの時期南朝勢力に接近する形で、神社の興隆をはかった証左とみなすべき性格のもの」として、原本の成立は正平二十三年であり、十七世紀初頭に書写された「宗像社家文書惣目録」の筆跡との比較から、現存本は近世初頭の写である可能性を指摘する。さすれば、「大宮司氏郷（花押影）」はそれ以後の加筆となるが、河窪氏は、「応安」戊本（明治初年の書写）の原本の奥書にあった氏郷の花押を真似たものであり、氏郷の署判が伝領の経緯や成立の事情に直接関わるものではないとする¹⁷。

ともあれ、現存本の奥書には、正平二十三年段階で「正平」を編纂した、あるいは編纂させた人物は記されていない。しかしながら、その成立時期を鑑みれば、貞治三〓正平十九年（一三六四）二月五日、兄氏俊から大宮司職を譲与された氏名の存在が浮かんでくる¹⁸。氏名こそ、「宗像宮社務次第」甲本に「五十三代氏名 但宮、方、社務也 氏俊舍弟」、同乙本に「五十三 氏名 氏俊舍弟 但宮、方、社務、於^{（重）}種見合戦「打死畢」と記された人物であった。

氏名の「大宮司」就任について、大宮司職をめぐる一族の対立が南北朝の動

乱と結びついたとする見解¹⁹⁾と社内総意によって宮方の大宮司が選択されたとする見解²⁰⁾がある。先述したように、五代大宮司の氏正は、「正平十年十一月」の年紀によって氏俊へ社務職并別府・宮方検断公文職、赤馬地頭職を譲与している【表一】No.2(4)。宮方優勢の状況では氏正も南朝年号を使用しているにもかかわらず、氏名のみが「宮方社務」とされたのは、氏名が名実共に宮方に与した人物で、武家方の宗像大宮司家において異質の存在であったためであろう。

氏名から氏俊に大宮司職等の再譲与が行われた形跡はないが、「宗像宮社務次第」甲・乙本には氏俊は応安五年に京都より下向して還補したとあり、氏名の在任中、武家方である氏俊は京都に逃れていたのではあるまいか。また、応安四年七月二十六・二十七日に「社務職并別府・宮方検断公文職」をはじめとする諸職が氏俊から子息弥松(氏頼)に譲与されている²¹⁾。氏俊は還補後永徳元年(一三八一)まで大宮司に在任しており²²⁾、応安四年時の譲与は大宮司としての権限を氏俊が保持したまま、自らの後継者を指名する意図があったのではなからうか。そして、その裏に氏俊と氏名との対立を想定することは難しくないだろう。

いずれにせよ、「宗像宮社務次第」の記述を信じれば、応安四年段階での大宮司は氏名であるため、京都に逃れていた氏俊が氏頼への譲与を行った契機は今川了俊の九州下向において他に考えられない。

応安四年二月十九日京都を發つた了俊の九州攻略の方針は、子息義範を大友氏とともに豊後から、弟仲秋を松浦党とともに肥前から、そして了俊自身は豊前から侵攻し、三方面から一挙に大宰府を攻撃することにあつ

た。同年七月二日夜、豊後高崎城に入った義範は、七月二十三日、国東郷に要害を構えていた菊池武光の若党平賀新左衛門尉を攻め、平賀彦次郎以下三人を討ち取っている²³⁾。この戦いが氏俊から氏頼への形式的な譲与が行われた直接の契機となったと思われる。さらに、了俊が大宰府を陥落させた応永五年、氏俊は大宮司に還補されるのである。

「宮方社務」であつた氏名は、「宗像宮社務次第」乙本によれば垂見合戦で討死してしまう。大宮司経験者の討死は宗像大宮司家にとって異例のことであり、これは単なる合戦ではなく、宮方対武家方―氏名対氏俊という対立図式の中で起きたことであろう。

氏名が討死した「垂見合戦」の年紀は定かではない。『宗像市史』では、『歴代鎮西志』(九卷)の記述から、応安七年に長門国から下つた菊池武政が門司・小倉・岩錯・香原・帆柱・馬岳・蘆屋・宗像に城郭を構え、宗像に布陣した際に、氏名は武政指揮下に入って垂見峠で討死したとする²⁴⁾。断定は難しいが、了俊の九州下向に合わせた氏俊の行動は迅速であり、応安五年に大宰府が陥落し、宮方が高良山に追われたなかで、氏名は応永七年まで勢力を保持できたのだろうか。【史料七】の示すように、了俊の軍勢は豊前方面から宗像を経由して大宰府へと侵攻した。この時に「垂見合戦」が行われ、氏名は討死したとの推測も成り立ちうるであろう。

【史料七】「吉河経見軍忠状」(「吉川家文書」南北朝遺文四九六一号)

安芸国大朝新庄地頭吉河駿河守経見申軍忠事、

右、鎮西御発向之時、最先馳參、自^(山縣郡)豊前国門司^(企救郡)関、令^(三)供奉、致^(三)忠節

一之処、去二月十日、筑前国多良倉^(遠賀郡)・鷹見嶽兩城御合戦懸^レ先、抽^二戦功^一之以来、小倉^(金毘羅)・宗像^(宗像郡)・皆内^(糟屋郡)・隈^(那珂郡)・岩戸^(御笠郡)・佐野山御陣等、於^二所々^一、于^レ今竭^二忠節^一訖。然早下^二賜御証判^一、為^レ備^二後代龜鏡^一、粗言上如^レ件。

応安五年六月 日

^(今川貞世一俊)
「(花押)」

「垂見合戦」で氏名を排除し、五四大宮司となった氏俊は、氏名による「正平」を乗り越え、新たな神事の執行体制を築くため「御供下行事」「応安」の編纂を試みたと考えられる。「応安」のみが永享年間に追補され、諸本が成立していったことも、「正平」に替わって「応安」が「主流」となったことの裏付けとなろう。

おわりに

既往の研究に屋上屋を架したに過ぎないが、本稿では、南朝年号を持つ「正平」の特異性を強調することで、「正平」を成立させ、それによる神事の執行体制を構築しようとした「宮方社務」氏名の異質性を主張してみた。「正平」と氏名を乗り越えるところに、応安八年の祝詞禰宜による「御供下行事」「応安」の編纂目的があり、氏俊はそれらに基づく新たな神事の体制を再構築しようと試みたのである。「正平」と「応安」は南北朝の動乱をめぐる対立した理念の下で編纂されたものであり、両者の共通性よりも差異に注目することで、当該期の宗像社と大宮司家の状況を理解できる

のではなからうか。

とはいえ、氏俊以降も「正平」が書写され、受け継がれてきたことは事実である。その理由が奈辺にあるか、神事関係史料のより精緻な比較・検討の必要性とともに今後の課題としたい。

(1) 正慶二年＝元弘三年(一一三三) 四月二日、長門探題救援のため、「大隅国御家人日田肥前権守入道、宗像大宮司、并豊前国宇佐築城上津妻毛^(下津毛)ノ四郡人々」が派遣されており(『博多日記』同日条)、同五月二十二日、少弐貞経が鎮西探題北条英時を攻めた際には宗像氏は「属探題在城」していたとされる(『歴代鎮西要略』卷三)。しかし、後醍醐天皇の綸旨によって「筑前国宗像社々務当知行之地」が安堵されており(元弘三年九月十七日「後醍醐天皇綸旨」『宗像大社文書』第一卷三号文書)、どの時点かで鎌倉幕府から離反したものと思われる。

(2) 『太平記』卷第十六「將軍筑紫御開事」に「宗像大宮司使者ヲ進テ、御座ノ辺ハ余リ二分内狭テ、軍勢ノ宿ナンドモ候ハネバ、恐ナガラ此弊屋へ御入有テ、暫此間ノ御窮屈ヲ息ラレ、国々へ御教書ヲ成レテ、勢ヲ召レ候ベシト申ケレバ、將軍聽テ宗像方館へ入セ給フ」、『梅松論』「尊氏勢宗像出陣ならびに頼尚軍議の事」に「頼尚先陣を承て、あしやの津を御立あつて、宗像大宮司が宿所へ西刻に御着あり。やがて両御所に御鎧、馬を進上申けり」、『歴代鎮西要略』卷三に「尊氏將軍移宗像城、大宮司氏直獻駄駒騎馬鎧兩御所」、『菊池伝記』卷一に「筑前国宗像郡江口に着船ありしかは宗像大宮司おのが館に請し入」とある。

(3) 文和四年(一一三五) 三月五日「宗像大宮司氏正讓状」(『宗像大社文書』第一卷

一二〇号文書)、「宗像社家文書物目録」の「代々社務譲状次第」の項に、「一通 自氏正氏俊讓状 文和四年三月五日 肥前国神崎五町分事」「一通 自氏正氏俊讓状 文和四年三月五日 杵岐薬師丸事」とある。

(4) 『宗像社家文書物目録』注解(『宗像大社文書』第二卷三八二頁)。

(5) 『宗像社家文書物目録』では、「朝町村本主」について菊王丸↓宇佐胤泰↓宇佐氏泰という相伝が記されている(「朝町本主文書」建武二年(一一三五)十一月八日「菊王丸讓状」、正平十四年(一一五九)四月十九日「宇佐胤泰讓状」、貞治二年(一一六三)三月二十三日「宇佐氏泰宗像社務讓状」)。一方、「朝町村相伝系図」(『宗像大社文書』第二卷所収「宗像家文書」一一号)では、菊王丸↓胤泰(曲弥五郎)↓胤胤(曲弾正左衛門入道)↓胤政(同次郎左衛門)という相伝が記されている。朝町村は、平安末期に遡る「根本神領」であるが、「社家と国衙とに西属し、土地は地頭が支配し、国衙に年貢、社家には雑役を納めるところ」(『宗像神社史』下巻六四七頁)であったため、度々社家(大宮司家)と地頭(本主)との間で相論が行われた。「宗像社家文書物目録」の貞治二年三月二十三日「宇佐氏泰宗像社務讓状」には「彼氏泰者依^レ為^レ社務烏帽子々々」、本文書相「副手継」讓^レ社務^レ文有^レ之」とあり、貞治二年に氏泰から社務(大宮司)へ譲与された。

なお、『宗像神社史』では宇佐胤泰から大宮司氏俊への譲与とし(下巻六五〇頁)、『宗像大社文書』の注釈では、宇佐氏泰から大宮司氏経へ相伝されたとするが(第二卷三七四頁)、貞治二年の譲与は宇佐氏泰から五二代大宮司氏俊へ譲与されたとするのが正しいと思われる。

また、「朝町村相伝系図」では本主の一族を佐々目氏とするが、「宗像社家文書物目録」において宇佐氏とされた経緯は不詳である。

(6) 加瀬直弥「中世宗像社に見る大宮司と神事の関わり」『神道古典研究所紀要』第十号、二〇〇四年。

(7) 『宗像大社文書』第二卷所収「宗像家文書」一号文書。

(8) 『宗像大社文書』第一卷一八〇号文書。

(9) 『宗像神社史』下巻四六二〜四六三頁では、共通する人物を五名としているが、「権少宮司平長実」と「少宮司平「長真」」は同一人物であると思われる。また、『宗像大社文書』第二卷所収「宗像家文書」一号文書の注解では、文永九年の「権大宮司宗像」を資氏に比定している。

(10) 河窪奈津子「宗像大社所蔵の神事史料」『神道宗教』二二二、二〇〇八年。

(11) 『宗像大社文書』第三卷三九六頁では、「御供下行事」の内容が定まった時期を鎌倉時代中期とする。これは、同奥書に「氏国御館之御時」とあり、氏国が十三世紀前半に大宮司となったことからの推定と思われる。同書中には「忌子」とともに「祝詞」(禰宜)が見えるが、同書の内容が全て「氏国御館之御時」とは考えにくい。祝詞禰宜の役職が整備され、御供下行に加わるようになったのは、正応年間以降ではあるまいか。

(12) 『宗像神社史』下巻四一、四七〜四八頁。

(13) 前掲註(10) 河窪論文。また、祝詞禰宜致広の「権擬大宮司」「殿上職」について、祝詞禰宜家が応永三十二年(一四二五)から戊辰成立の十二年の間に昇格したものと、応安八年当時の肩書ではないことを指摘する。

(14) 「吉野期神事目録」も「西神殿御神事」を十二月晦日とする。一方、「正平」の「政所社神事」の項では、「西神殿神事」を十二月二十五日とする。『宗像神社史』下巻二五七頁では、「年末の二十五日夜から忌籠に入った時期と、それを晦日に短縮

した時期とがあつたことを示すものではなからうか」とする。

(15) 『宗像神社史』上巻三九、四八〇頁。

(16) 『宗像神社史』下巻四八頁。なお、同頁では、本書は明治三年（一八七〇）に就任した社家最後の大宮司である宗像氏重が、明治三、四年頃の大宮司在職中に自ら書写したものと推定している。

(17) 前掲註(10) 河窪論文。

(18) 「宗像社家文書惣目録」の「代々社務讓狀次第」の項に、「二通 自氏俊氏名讓狀 貞治三年二月五日 社務職并別府・宮方檢断公文職事」とある。

(19) 桑田和明「南北朝・室町時代の宗像社と諸郷」（同『中世筑前国宗像氏と宗像社』〔岩田書院、二〇〇三年〕所収、初出は一九八八年）、『宗像神社史』下巻四七二頁。

(20) 前掲註(10) 河窪論文、『宗像市史』通史編第二巻三九四～三九六頁。

(21) 「応永社家文書惣目録」の「代々社務讓狀次第」の項。

(22) 「応永社家文書惣目録」の「代々社務讓狀次第」の項に「二通 自氏俊権大宮司 氏頼讓狀 永徳元年十一月十六日 壱岐島薬師丸地頭職事」とあり、この時点まで氏頼が権大宮司であったことが窺える。

(23) 川添昭二『今川了俊』（人物叢書新装版 吉川弘文館、一九八八年）、八九頁。

(24) 『宗像市史』通史編第二巻三九七～三九八頁。